**令和７年度上尾市自主防災活動補助金書類作成要領**

**上尾市危機管理防災課**

**１、活動補助金について**

**【目的】**

「上尾市自主防災活動補助金」とは、上尾市自主防災組織育成指導要領に基づき設立された自主防災組織及び自主防災連合会に対して、防災意識の高揚、組織の育成強化及び円滑な協力体制づくりを図ることを目的としている補助金です。

**【交付対象】**

自主防災会及び自主防災連合会の運営事業、運営に関する経費全般

※交付の目的に照らして、自主防災会が行う「防災に関する活動・事業」が補助の対象となります。

**＜補助対象となる事業や経費の例＞**

■防災訓練に係る経費

（訓練に係る消耗品費、炊出し訓練の材料費、会場使用料、参加に係る交通費等）

■防災啓発事業に係る経費

（映画会・講演会・研修などに係る消耗品費・会場使用料・交通費・講師謝礼等、防災に係るパンフレット・看板・ポスター・防災マップ・防災マニュアル・防災計画等の作成に係る費用等）

■地域の危険箇所見まわり等の防災巡視に係る費用

■防災に関する会議に係る費用（会場使用料、会議に係るお茶代等）

**※食事代は、訓練同日のお酒を伴わない昼食（一人当たり1,000以内目安）など、真に必要な場合に限ります。**

■防災用資機材や備蓄品の購入、維持管理、修繕に係る費用

■自主防災連合会への負担金

　（**→Ｐ３・Ｐ４の注意事項を必ず確認してください。）**

**＜補助対象と事業や経費の例＞**

　■防災以外の事業に係る経費（例：防犯事業等）

　■積立金

　　■**食事会や飲み会等に係る費用、酒代、炊き出し訓練に関係のない食費**

**■商品券**

**※事業が補助対象となるか不明な場合は、危機管理防災課にご相談ください。**

**【交付金額】**

1組織あたり27,000円を限度とする。

**２、交付の流れ**

（１）「⓪自主防災会長変更届」、「①令和７年度交付申請書」、「②令和７年度事業実施計画・

予算書」、「③令和７年度交付請求書兼口座振込依頼書」、「④委任状」を提出してくだ

さい。

**※自主防災会長が自治会長兼任の自主防災組織にあっては、③、④様式は提出する必要がありません。**

　　 提出期限：令和７年５月８日（木）

提出先：市役所本庁舎４階　危機管理防災課および各支所・出張所窓口

（２）市から令和７年度活動補助金について「補助金等交付決定通知書」をお送りいたします。

（３）交付決定後、速やかに所定の口座に補助金を交付します。

（４）資機材の購入や防災事業を終えたら、「⑤令和７年度実績報告書」、「⑥令和７年度自主防災活動実績報告書・決算書」、および**「領収書の写し、レシート」など27,000円を超えている支出が分かるもの**を添付の上、市役所本庁舎4階　危機管理防災課か各支所・出張所に提出をお願いいたします。（**⑤、⑥様式については、令和８年２月頃に送付予定です。**）

**なお、領収書の写し等については、作成要領末にある「【参考】実績報告における資料の添付についての注意点」をよく読み、添付をお願いします。**

**提出期限：令和８年４月１０日（金）**

**提出先：市役所本庁舎４階　危機管理防災課および各支所・出張所窓口**

（５）**補助事業等の経費精算額が、申請額（27,000円）を下回った場合には、下回った分全**

**額が返還の対象となりますので、ご注意ください。**

（６）実績報告を受けた後、市から自主防災会長に「補助金等確定通知書」をお送りします。

**３、注意事項等**

■補助金も公金の一つであることから、市民の目は厳しく、補助金・交付金の予算執行について、適正な予算執行や、使途の内容を所管課で確認できる体制づくり、補助金等の趣旨・使途の制限等の交付対象団体への説明等を徹底するよう通知が出ています。

また、本補助金作成書類は、行政文書の開示請求の対象となることから、適切な補助金活用をお願いいたします。また、補助金を原資とした支払いにつきまして、支出を明らかにした書類（領収書やレシート）や帳簿は、金額の多寡にかかわらず、当該事業を行った年度の翌年度から**5年間保存**していただきますようお願いいたします。

■１事務区が複数の自主防災会に分かれている団体（団地地区等）が、事務区合同で事業を行っている場合には、**１自主防災会あたり27,000円を超える額で経費を割りふり、1自主防災会ごとにそれぞれ書類を作成**してください。

なお、実績報告の際に添付いただく**領収書の写しやレシートも、同じものを団体数分コピーして添付するのは避け、1自主防災会ごとに分けて添付するようにください。**

■**実績報告の際に添付いただく領収書の写しやレシートは、日付と宛名を必ず記載してくだ**

**さい。**

**※日付のない場合や宛名が別団体の場合は、支出を証明できません。**

■**自主防災連合会で各自主防災会から負担金・分担金を徴収している場合において、連合会として****徴収した負担金を使用しての活動が不足している場合は、返還の対象となります。**

　※ 返還になるかどうかは、自主防災連合会からの市への実績報告書で審査いたします。

（例）条件

① 各自主防災会が所属している自主防災連合会に10,000円の負担金を出している。

　② 自主防災連合会に所属している自主防災会は、5団体である。

【返還の必要ないケース】

A自主防災会

B自主防災連合会

危機管理防災課

1団体につき、27,000円補助

負担金として、1団体につき10,000円徴収

実績報告

【B自主防災連合会の収支決算】

収入：市補助金：27,000円

　　　各自主防災会からの負担金：50,000円

　　　（負担金10,000円×5団体）

収入合計：77,000円

支出：防災資機材の購入：77,000円

　　　支出合計：77,000円

収入―支出＝残金：0円

【A自主防災会の実績報告】

収入：市補助金：27,000円

　　　収入合計：27,000円

支出：B自主防災連合会負担金：10,000円

　　　備蓄品の購入：17,000円

　　　支出合計：27,000円

収入―支出＝残金：0円

支出として適正

自主防災連合会で防災に資するの支出があり、負担金徴収分含め残金が無いことから、返還の必要なし。

【返還が必要なケース】

B自主防災連合会

A自主防災会

危機管理防災課

1団体につき、27,000円補助

負担金として、1団体につき10,000円徴収

実績報告

自主防災会の実績報告

収入：市補助金：27,000円

　　　収入合計：27,000円

支出：自主防災連合会負担金：10,000円

　　　備蓄品の購入：17,000円

　　　支出合計：27,000円

収入―支出＝残金：0円

自主防災連合会の収支決算

収入：市補助金：27,000円

　　　自主防災会からの負担金：50,000円

　　　（負担金10,000円×5団体）

収入合計：77,000円

支出：防災資機材の購入：37,000円

　　　支出合計：37,000円

収入―支出＝残金：**40,000円**

このうち8,000円返還対象

残金を返還

　自主防災連合会の収入計：77,000円 ―　自主防災連合会の支出計：37,000円＝**残金40,000円**

　自主防災連合会の支出計37,000円の内訳→（市補助金分27,000円+自主防災会負担金分：10,000円）

　→自主防災会から徴収した負担金50,000円のうち、10,000円しか支出していない。

　→よって、**未使用分40,000円**

　自主防災会負担金のうち未使用分40,000円÷5団体＝**8,000円（1団体当たりの未使用分）**

**→各自主防災会の実績報告のうち、未使用負担金分である8,000円が返還対象となる。**

■事務手続き上、書類に日付等が既に記入されているところがございます。ご了承ください。

■上尾市webサイト（http://www.city.ageo.lg.jp/page/118215041301.html）上で、今回お渡した自主防災活動補助金の各様式をダウンロードできるようにしましたのでご活用ください。

　※webサイト上の様式を使用する場合、様式は加工しないようにお願いいたします。